

成人保健

人間ドック助成事業（生活習慣病予防検診費助成事業）

補 助 対 象 ①②③の全てに 該当している方	<p>①国民健康保険以外の健康保険（社会保険、共済組合等）に加入の方（被保険者および被扶養者）で、その健康保険に補助制度がない方</p> <p>②年度末に35歳以上40歳未満の方（昭和53年4月2日～昭和58年4月1日生まれ）で、市内に6か月以上住民登録している方</p> <p>③市税を滞納していない方</p>
補 助 金 額	25,000円（受診時に検診料から補助額が差し引かれる「人間ドック利用券」を交付します）
契 約 病 院	国保町立小鹿野中央病院、秩父病院、秩父生協病院、秩父第一病院、皆野病院、あらいクリニック、高橋内科クリニック、藤間病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院
申 込 方 法	<p>< 申 込 期 間 > 平成29年4月3日～平成30年2月28日（土・日・祝日は除く）</p> <p>< 受 付 窓 口 > 秩父保健センター（8：30～17：15）</p> <p>< 提 出 書 類 > 人間ドック申込書</p> <p>< 申 込 書 配 布 > 秩父保健センター ※市ホームページからもダウンロードできます。</p>
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・お勤め先で人間ドックの補助がない旨の証明が必要になりますので、お勤め先の担当者に確認してください。 ・国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は秩父市役所保険年金課（☎25-5201）または各総合支所市民福祉課へ（吉田☎72-6082 大滝☎55-0863 荒川☎54-2395）お問い合わせください。

骨髄移植ドナー支援事業

補 助 対 象 ①②③の全てに 該当している方	<p>①公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した方（当該骨髄等の提供について既に助成金等の交付を受け、又はドナー休暇その他の骨髄等の提供のための特別休暇を取得できる方を除く）</p> <p>②市内に住所のある方</p> <p>③市税を滞納していない方</p>
補 助 金 額 骨髄の提供に要する ①②③④について 1日につき2万円を交付	<p>①健康診断のための通院</p> <p>②自己血貯血のための通院</p> <p>③骨髄等の採取のための入院</p> <p>④その他バンクが必要と認める通院、入院または面接</p> <p>※ただし、1回の提供につき14万円を限度とします。</p>
申 請 方 法	<p>次の①申請書と②添付書類を、秩父保健センターに提出してください。</p> <p>①秩父市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書</p> <p>②バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し</p> <p>※申請は提供が完了した日から90日以内に行ってください。</p> <p>※申請書は秩父保健センター窓口で配布しています。 市ホームページからもダウンロードできます。</p>

健康手帳の交付

特定健康診査やがん検診を受診し、健康手帳に記録することで健康づくりにお役立てください。
交付は、各保健センター、秩父市役所保険年金課で行っています。

